

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成22年6月25日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長		兼都市計画課長	
経済建設部次長	加藤 慎 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼環境課長		兼出納室長	
総務防災課長	神谷 元弘 君	代表監査委員	古橋 洋一 君
監査委員事務局長	福井 康夫 君		

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 36 号	財産の買入れについて(ひまわりバス)
議案第 37 号	豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 38 号	豊明市税条例の一部改正について
議案第 39 号	豊明市都市計画法条例の一部改正について
議案第 40 号	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 41 号	豊明市有料駐車場条例の一部改正について
議案第 42 号	豊明市火災予防条例の一部改正について
議案第 43 号	平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について
議案第 44 号	平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

(3) 議員提出議案第3号 豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

(4) 意見書案第3号 子ども手当の全面的な見直しを求める意見書

(5) 議会閉会中における各常任委員会の継続調査について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいております。

ますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付しておりますとおり、議員より議員提出議案第3号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

また、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第3号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い、会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

総務委員会及び福祉文教委員会に付託しておりました陳情第2号及び陳情第3号について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、各委員長より報告を願います。

初めに山田英明総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○総務委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました陳情第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情について、審査経過と審査結果をご報告いたします。

平成22年6月16日午前10時より開催されました総務委員会において、付託議案の審査終了後に本陳情を審査いたしました。

それでは主な審査事項についてご報告申し上げます。

質疑はなく、討論に入りました。

夫婦別姓の問題が出てきたのは、結婚して姓が変わる不都合が以前はあったが、最近では通称として旧姓を使うことが多くなり、仕事に対しては余り支障はなくなった。法制化

には国民の議論が必要であり、昨年の民主党のマニフェストの中には記憶がない。結婚する男女の問題であるが、生まれてくる子どもと親との姓が違うとなれば、子どもからの視点が全く欠けている。現時点では時期尚早と考え、この陳情は採択とする。

世界では夫婦別姓が大きな流れになっており、男女平等と個人の尊厳のためにも、この陳情には賛成できないとの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました陳情第2号の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情第3号の審査内容と結果について報告いたします。

去る6月17日午前10時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案の審査終了後に委員全員と市長以下関係職員出席のもと、陳情第3号 子ども手当の廃止を求める陳情についてを審査いたしました。

理事者の説明はなく、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、財源の確保の問題で満額支給は断念され、現物による支援策が打ち出され心配は回避されたと思う。制度に問題がないわけではないが、陳情の内容は矛盾しており、理解できないので反対する。

当初から財源不足は目に見えている。扶養控除の廃止により減収になる世帯もある。抜本的な制度の見直しを求め、賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第3号は賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情第3号の審査経過と結果の報告を終わります。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情2件について、順次採決に入ります。

初めに、陳情第2号について採決を行います。

陳情第2号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.9 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.10 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第36号から議案第44号までの9議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに山田英明総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.11 ○総務委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました議案についての審査経過と審査結果をご報告いたします。

平成22年6月16日午前10時より全総務委員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それでは、主な審査事項についてご報告申し上げます。

最初に、議案第37号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

育休をとることができる職員は何名かの質疑に対し、育休を申請することができる対象者は、現在、男性が15名、女性が21名で、そのうち育休をとっている者は、男性はゼロ、女性が16名であると、答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

民間は厳しい雇用情勢であり、まずは官から行うことは意義がある。男性職員が育児休業をとることが促進されることを願って賛成するとの討論があり、討論を終結し採決に入り

ました。

採決の結果、議案第 37 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 38 号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

たばこ税の増額により、豊明市への増収の見込みはの質疑に対し、1,320 円のアップを 21 年度に課した本数で推計すると、1 年間で 1 億 2,800 万円程度になります。

住民税の申告で、サラリーマンは天引きのため把握がされにくいですが、申告は会社からの報告になるのか。サラリーマン以外の人々の扶養の把握はできるのかの質疑に対し、給与所得者は年末調整の申告で把握し、その他の所得の方は、確定申告をされますのでその申告で把握しますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

扶養親族の申告は、子育て世帯の増税につながるのでは反対するとの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 38 号 豊明市税条例の一部改正については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 39 号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 39 号 豊明市都市計画税条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 43 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第 2 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

公図デジタル化事務委託のメリットはの質疑に対し、現在は紙ベースで閲覧に供しており、地番を探すのに職員が手助けをしていることもあるが、デジタル化により迅速、正確に必要な地番を探すことができるようになり、職員の負担も軽減され、市民サービスの向上になる。

財政調整基金を積み立てた後の残高はの質疑に、22 年度末で 2 億 9,000 万円の見込みです。

公図デジタル化の委託は、直接雇用か民間委託かの質疑に対し、委託をするので、委託先の会社で新規に 6 名が雇用される予定ですとの答弁があり、ここで、質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 43 号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.13 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告をいたします。

去る6月 17 日午前 10 時より福祉文教委員全員と市長並びに関係職員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第 40 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたしました。

本議案については理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は次のとおりです。

保険税の減免については、4月からホームページ等でPRしており、5月までに41件の手続が行われている。

また、納付書、保険証の発送の際、窓口での手続の際に周知に努めているとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 40 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 43 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は次のとおりです。

あいち・出会いと体験の道場推進事業は、中学2年生が職場体験するキャリア教育であり、また、理科支援員等配置事業については、小学5、6年生の理科教育の充実のため、大学生を理科実験の場などに招き、年間 540 時間を予定している。

職場体験事業については有意義な事業であり、県の補助がなくても、今後も行っていきたいとの答弁がありました。

理科支援員については、70 万円の枠で2~3校の予定であったが、希望校が三崎小、中央小の2校であったので、そこに充てたとの答弁がありました。

豊明中学校の体育館の耐震診断については、当初Is値 0.36 であったが、2月の再診断

によって0.29となったが、23年度以降の補助率が不確定であるため、2分の1の補助率で考えているとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入り、主な討論として、職場体験については、市の単独事業として当初予算に計上し、県の補助が確定した時点で財源振替をしたらどうか。

理科支援員については、理科離れを、支援により子どもたちの力を伸ばしていただきたいが、内容を吟味し、支援員の持ち味を出せるようにしてほしいなどの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第43号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.14 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて、建設消防委員会につきましては、毛受明宏委員長が出席されておりませんので、一色美智子副委員長より登壇にて報告を願います。

No.15 ○建設消防副委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、委員長が出席されていませんので、私がかわりに報告いたします。

建設消防委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成22年6月18日午前10時より建設消防委員と市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査結果を申し上げます。

初めに、議案第36号 財産の買入れについて(ひまわりバス)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、ひまわりバスの仕様としましては、小型車両で31人乗り、14人の座席と16人の立ち席と乗務員1人、座席は横向きシートになります。

バスの大きさは全長6,990ミリ、幅は2,080ミリ、高さは3,100ミリで、現在のものより約30センチ高いものになります。

乗る人にやさしいノンステップバス仕様であります。

近隣市町の購入実績を参考にしました。

ひまわりバスの広告については、助成金の関係から外部にすることができません。

ひまわりバスの3台目については、財政状況を見ながら今後の検討課題としていますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、ひまわりバスも10年になる。市民の大切な足となるバスであるので、一日も早く購入することを要望して、賛成とする。

ひまわりバスの購入に関して助成金で賄えるということで、高どまり感がある。また、料金箱についても仕様の中に入れるべきであったと、今後の課題として賛成とするとの討論がありました。

討論を終結し採決の結果、議案第36号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 豊明市有料駐車場条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、月ぎめ駐車場の使用料につきましては、前後と同様に窓口での取り扱いとなります。

豊明駅周辺の民間駐車場の料金の調査結果としましては、1月当たり5,000円から8,000円でありました。駅南で最寄りな場所ではありますが、未舗装ということも勘案しまして、6,000円と設定しましたなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論はなく、採決の結果、議案第41号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第42号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第42号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 平成22年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、文化会館のバスターミナルは、豊明西川信号交差点の角の付近で、旧県道瀬戸大府線から乗り入れする形で整備します。屋根つきの待合所を設置する計画であります。

建築確認受付台帳や既存宅地台帳など委託することになります。昭和44年からのデータを今回まとめることができれば、今後は職員でやっていけますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容は、緊急雇用の補助金だからといって、安易に高い単価にならないよう、新規雇用がきちんとされるように確認をして、入札による競争原理が働くように要望して、賛成とする討論がありました。

討論を終結し採決の結果、議案第 43 号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 44 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、新規雇用は5人を予定しています。期間は6カ月で 119 日です。仕事の内容は、資料のデジタル化であります。

返還総額は約7億 1,200 万円です。還付金の算出方法は、平成 10 年から平成 20 年までの期間の負担金の割合で算出しています。ちなみに、刈谷市は約2億 2,700 万円、その次に多いのが豊明市で、約 9,800 万円ですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論はなく、採決の結果、議案第 44 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.17 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 36 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、平野敬祐議員。

No.18 ○10番(平野敬祐議員)

議案第 36 号 財産の買入れについて、市政クラブを代表して賛成の討論を行います。

初めに、今回のバス購入は、日本宝くじ協会からの助成金で全額賄われるということで、財政厳しい中、当市にとりましてありがたいこととあります。感謝申し上げます。

現行では、名鉄バスが事業主体となり、バスの所有を含め、市がその負担をするという形でしたが、今後はこのバスを運行事業者に貸すという形になりますので、市の負担も当然軽減されるものと思っております。

また、購入するバスは、ノンステップ、低床バスということであり、高齢者の方々にもやさしい車両となるようであります。

外部デザインも、沓掛中学校の生徒がデザインしたものを継承したとのことで、見慣れたひまわりバスが引き続き運行されるようであり、市民の皆さんにも違和感もないことと思えます。

最後に、運行経路であります。従来は大きく2路線であり、所要時間がかかるという課題がありましたが、文化会館にもターミナルを設置するなど、名鉄バスとの連絡や所要時間の短縮も検討されているようでありますので、ぜひ、高齢者等の皆さんの利用しやすい路線設定を要望いたしまして、賛成の討論といたします。

終わります。

No.19 ○議長(矢野清實議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.20 ○15番(山盛左千江議員)

議案第36号 財産の買入れについて、賛成の立場で討論いたします。

これはひまわりバス2台の買いかえを行う契約であります。31人乗りの小型バス1台の契約額は1,837万5,000円と、とても高い買い物であります。

バリアフリー適合バスを製造している企業が1社しかないということから、一般競争入札ではなく、随意契約としたことについては、致し方ないと一定の理解はいたしますけれども、本市と同程度の高い契約をした自治体ばかりを例に挙げられまして、適正価格であると説明がありました。

偶然なのか、1,600万円で契約したところだけを、調査しておりませんでしたという説明があり、信憑性に欠けるなという印象を持ちました。

次の買いかえを考えれば、調査を十分行い、業者と交渉すべきであったと考えております。

また、バスの中に設置される料金箱ですけれども、これは契約の中に含まれておりませんでした。バスの運行委託業者に設置してもらおうという答弁でしたが、では、その委託料の中に含まれているのかと聞けば、含まれていないと、いささか納得のいかない答弁でありました。

料金箱をバスの購入から外さなければならぬ明確な理由もなく、前回はそうであったからという答弁にも力が抜けました。

今後、委託業者と交渉し、設置してもらおうことになるようですが、料金箱は機能によって大変高価なものもあり、一つ違えば、委託料への影響も懸念されます。

バス購入の財源は、全額宝くじ助成金ですから、当初から含めておけばよかったものごと理解に苦しみます。

バスの購入は必要なことですから賛成はいたしますけれども、前年踏襲の癖を早く抜くこと、これを今後の反省材料としていただきたいとお願いをし、討論を終わります。

No.21 ○議長(矢野清實議員)

続いて、松山廣見議員。

No.22 ○13番(松山廣見議員)

議案第 36 号 財産の買入れについて、公明党市議団を代表して賛成討論をいたします。

議案第 36 号はひまわりバス2台、金額として 3,675 万円で購入するものであります。

平成 11 年 11 月より運行され 10 年余り、交通弱者の足となり、当時特に南部地域の皆さんの期待には、はかり知れないものがあつたと記憶しております。

ちょうど私が議員にさせていただいた年でもありました。最初の一般質問が、公共施設巡回バスの運行事業についてでした。会議録を再読し、なつかしく思い出されます。

議案第 36 号は委員会で審査が尽くされ、特に全額宝くじの助成金で賄われるとのことですので、異論はありません。

昨年1月から、豊明市地域公共交通会議で6回も専門会議が持たれ、さまざまな運行について検討されているとお聞きしております。利用者の利便性に大いに期待するものです。

今後、運行会社は絶対無事故で運行されるよう申し添えて、賛成討論といたします。

No.23 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 36 号に係る委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.24 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 37 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

一色美智子議員。

No.25 ○4番(一色美智子議員)

議案第 37 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で

討論を行います。

この条例は、育児休業等の取得制限を緩和し、子どもを養育する職員に対し、継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するものです。

日本人男性の育児休業取得率は、わずか 1.23%です。本市の男性職員の取得率はゼロ%ですので、これにより父親も必要に応じて育児休業を取得しやすくなります。男性が子育てや家事に参加する時間も、先進諸国に比べて低いのが現状です。

勤労世帯の半数以上が共働き世帯となっている今、子育て期間中の働き方の見直しによって、特に男性も子育てに参加し、親子で過ごす時間を持てる環境の整備が求められています。

また、男性が子育てや家事にかかわることによって、女性の子育てや家事への負担が軽減され、少子化の要因の解消にもなります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に一步近づきまして、条例で整いましたので、さらなる育児休業制度の改善を要望いたしまして、賛成といたします。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 37 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.27 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 38 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.28 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 38 号 豊明市税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

民主党の初めての税制改正であります。長年、自民党政権が続けてきた研究開発減税や証券税制など、大企業や資産家優遇にはメスが入らず、落ち込んでいる税収を上げる決め手にもなっておらず、政権交代をした意味が抜けている税制改正となりました。

今回の改正で第一に指摘をしておきますのは、子ども手当の実施や高校授業料の無償化の財源に充てるため、年少扶養控除と 16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ分の廃止が、子育て世代に大きな負担増をもたらすということでもあります。

しかも重大なのは、子ども手当の本格実施がされるかどうか未確定であります。その

一方で、この地方税制改正により住民税の扶養控除等廃止・縮減は、恒久的な措置にされました。このことについては大変重大であるということを、重ねて申し上げておきます。

今年度は増税とセットではありませんが、住民税に対する扶養控除の廃止の影響は、2012年6月から増税となってあらわれてまいります。

一律10%の税率のため、所得にかかわらず3.3万円の増税ですから、来年度に子ども手当が満額実施をされても、扶養控除と児童手当の廃止で、例えば年収700万円の3人家族では、子ども手当の効果は年額8万7,000円にしかありません。子育て世代に増税となる市税条例に賛成できません。

次に、高所得者に多大な利益を与えてきた証券優遇税制は、期限となる2011年12月末まで継続をされ、その後、その後継措置として非課税口座制度が新設をされました。

小泉内閣時代に貯蓄から投資へと、株式投資を促進するため、譲渡益や配当への課税を分離課税の10%を適用するという優遇税制が実施をされ、これが資産家に大きな恩恵を集中させることで批判があり、今回、小口投資家にも非課税枠100万円、3年間で300万円までの投資について、配当及び譲渡益を最大10年間、非課税にする制度にするというものであります。

これは大資産家優遇という批判を回避するねらいがありますが、しかしながら、貯蓄から投資へという思想を背景に、税制の優遇措置により株式投資を促進しようとすることに変わりはありません。

庶民の将来設計のための資産を優遇するというのなら、最も安全に所有できる預貯金にこそ優遇口座を設けるべきですし、分離課税でなく、総合課税にすべきと考え、この条例案については反対といたします。

No.29 ○議長(矢野清實議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.30 ○14番(榊原杏子議員)

市税条例の改正のうち、主な改正点3点について述べます。

1点目、扶養親族の申告についてです。

税制改正により、子ども手当の対象となる世代に関する扶養控除が見直されることになりました。そのこと自体は、今条例改正の内容ではありませんが、これに伴い、新たに扶養親族の把握のために申告書を提出しなければならなくなったため、条例改正が必要になります。

個人住民税の非課税限度額の判定には、扶養親族の人数が関係しますが、控除がなくなる子どもの分の把握ができなくなるため、別に申告してもらう必要が出てきたためです。

逆に、この条項を設けておかないと、所得の低い世代に不利益が生じてしまうおそれもありますので、この措置は必要不可欠なものと認めます。

2点目、証券税制につきましては、これまで延長に次ぐ延長で長い間、本則の20%の税率を10%に軽減する優遇税制がとられてきました。

大投資家ほど有利なこの優遇税制には反対をしてきましたので、ようやく本則に戻ることが決まり、ひとまず安堵をしています。

これにあわせて、年間新規投資額100万円までの非課税措置が設けられますが、額、制度から見て、大口投資家に恩恵はごく少なく、小口の個人投資家に少々のメリットがある程度のもと考えられます。

20%適用の引きかえとしては極めて小さく、この部分の税収増にもつながると推測されますので、賛成いたします。

3点目、たばこ税の引き上げについては、健康増進の観点から、課税政策をとることに理解を示すものであります。

以上の理由により、今回の条例改正については賛成の立場をとる者として、討論を終わります。

No.31 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第38号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.32 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第39号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第39号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第40号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.34 ○22番(前山美恵子議員)

議案第40号 国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

今回の条例改正は、今年4月から失業者に対する国民健康保険税を軽減するための税制改正であり、企業倒産や解雇などで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険税負担で医療保険に加入できるように、国保税の負担軽減をするものであります。

国が適用基準を決めて補助金を出す法定減免の制度として改正されましたが、こうした改正は、高過ぎて払えない国保税の引き下げを求める国民の大きな運動が反映されたものであると言えます。

この制度の周知について、対象者全員が漏れなく申請できるよう徹底を求めて、賛成の討論といたします。

No.35 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第40号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第41号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

三浦桂司議員。

No.37 ○3番(三浦桂司議員)

議案第41号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成討論をいたします。

市政クラブでは、以前よりパーク・アンド・ライドの推進、土地の有効利用、CO2削減という環境、市税増収という視点において、豊明駅南の市有地に駐車場建設を提案してきました。提案を受け入れていただき、ありがとうございます。

7月の広報において、また、ホームページなどでPRをしていますが、今後もさらに周知していただくとともに、駅前で1カ月6,000円という好条件ですので、48台分がすべて満車となるよう努力していただくよう、要望しておきます。

また、豊明駅の乗降客は、刈谷市の井ヶ谷、西境などの方も多く、豊明市民だけの周知に終わらずに、刈谷方面などへの協力、依頼もお願いしていただくよう申し添えて、賛成討論といたします。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 41 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 42 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 42 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.40 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 43 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤郁子議員。

No.41 ○2番(近藤郁子議員)

議案第 43 号 豊明市一般会計補正予算(第2号)について、市政クラブを代表し賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算の歳入歳出それぞれ 5,010 万円の追加は、主に緊急雇用創出事業費補助金によるもので、要件緩和に基づき緊急雇用創出事業基金事業の見直しにより採用された公図デジタル化業務委託を始めとした幾つかの台帳のデジタル化は、市民サービスの一助となり、さらに、社会人経験教員補助・特別支援員事業業務、定住外国人日本語教育推進事業業務においては、より充実した教育のための一助となるものであります。

緊急雇用創出は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就労機会を創出、提供し、生活の安定を図るために実施されるものであり、専門的な事業内容においては委託業務になるものですが、内容によっては豊明市内の対象者に対しての直接雇用事業が創出されることを、今後検討されることも望むものであります。

その他の歳出も、県の全額補助によるあいち・出会いと体験の道場推進事業や、理科支援員等配置事業によるもので、今までも行われてきた事業は、一層充実した内容で推進されるよう努力されたいものです。

今年、愛知県で行われるCOP10に係る事業委託で、豊明市でも県事業の一端を担える

ことは、県民でもある市民にとって意義のあることであります。

そのほかの豊明中学校の耐震化工事設計委託は、市民の安心・安全を守るために時期が早まること、ひまわりバス文化会館バスターミナル整備工事は、10月に新しいルートになり、ひまわりバスの有効利用に貢献するものと評価するものです。

下水道事業特別会計への繰り出しの減も、苦しい財政状況にあってはありがたく、繰り出しを全額、財政調整基金積立に積み立てできたことも評価し、賛成の討論といたします。

No.42 ○議長(矢野清實議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.43 ○15番(山盛左千江議員)

議案第43号 平成22年度豊明市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の総額は5,010万円で、主な事業は緊急雇用創出事業4,500万円でした。

事業の内容としては、土木関係の紙ベースデータをデジタル化する委託業務で、14人の新規雇用が、学校の特別支援員やスペイン語の通訳として、合計で5人の新規雇用が生まれます。

デジタル化委託については、新規雇用の日額給与が1万3,800円と、市の事務員、臨時職員の2倍を超える単価であり、適正であったかどうか、少々疑問が残るところではありません。

雇用の創出と財源の不足で実施できなかった事業が進むことは、大変好ましいことでもありますから、今後もこうした補助事業は大いに活用していただきたいと思います。

しかし、何せ補助は期限つきであります。学校現場は補助が切れれば、それで終わりというわけにはいかない事業でありますので、今後財源の捻出に財政当局と教育委員会の努力を期待しておきたいと思います。

補正額としては少額ですけれども、秘書人事人件費82万7,000円の財源振替と、あいち・出会いと体験道場推進委託料50万4,000円の新規予算計上のあり方について、苦言を呈しておきます。

82万円の財源振替は、今触れました教育関係の新規雇用者の社会保険を、一般会計予算から減額し、国・県支出金に振りかえるというものです。

当初予算に含まれていないこの5人の社会保険料が、なぜ減額されるのか。人件費の予算に余裕がありそうだからといって、当初予算に計上されていない人の保険料を減額することは、会計処理上、適正とは思えません。

また、中学生の出会いと体験の事業ですけれども、これは長年、継続実施されている事

業であることを考えれば、当初に予算計上しておき、県委託が決定したところで財源振替をするのが、正しい処理ではなかったでしょうか。

予算編成時に多分、委託されるだろうと踏んで、こうした処理になったと思われませんが、これもまた正しい処理ではありません。予算、補正ともに、どうも適当な会計処理がされているという感が否めません。

これまでも幾つか予算の計上、補正のあり方には注意を促してまいりました。今後、議会からこうした指摘を受けることがないように、十分注意していただくように申し添えて、賛成討論を終わります。

No.44 ○議長(矢野清實議員)

続いて、松山廣見議員。

No.45 ○13番(松山廣見議員)

議案第43号 豊明市一般会計補正予算(第2号)について、公明党市議団を代表して賛成討論をいたします。

この補正は、歳入歳出それぞれ5,010万円を追加するものであり、主な内容については、国・県の補助金と県委託金及びCOP10関連事業交付金で、特に緊急雇用創出事業費については、税務総務事業の公函デジタル化業務委託の2,237万円を始め、土木の道路境界及び排水路図数値化データ作成業務委託料948万円など、6事業に及ぶものであり、いずれも必要な補正であり、賛成といたします。

なお、今回の補正で、豊明中学校の体育館に係る工事設計の委託が計上されていますが、耐震工事については、できるだけ前倒しでされますことを申し添えて、賛成討論といたします。

No.46 ○議長(矢野清實議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.47 ○6番(杉浦光男議員)

議案第43号 豊明市一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場で討論をいたします。

3点について、少し述べたいと思います。

まず、バスターミナルの整備ですけれども、これは単なる一バスターミナルの整備というふうに、私はとらえておりません。

ひまわりバスは豊明市を活性化するという視点で、大きく見れば都市計画の中の一事業というふうに考えております。

そして、ひまわりバスの台数も今2台ですけれども、周りの市町を見ますと、もっとたくさんのところが多いわけです。

数が多ければいいという問題ではありませんけれども、これからひまわりバスの活用、それから、その中で豊明市の都市計画をどういうふうに考えていくかということを押さえながら、私としてはひまわりバスを増やすということを要求していきたいというふうに考えておりますので、そういう視点でバスターミナルを整備し、乗客の安全を確保できる場所に整備していただくということは、とてもいいことだというふうに思います。

2点目、あいち・出会いと体験の道場、すなわち職場体験ですけれども、回答もいただいておりますし、多くの議員も述べられております。非常にこのことは、発達段階の中学生にとって、まさに大切なことだというふうに考えておりますので、継続は必須であります。

その場合に、県の委託料がカットされたとしても、豊明市独自でやっていくということは、委員会等でも回答をいただいておりますので、安心しておりますけれども、中身の充実を含めて継続されることを願っております。

3つ目、基金の問題ですけれども、私は一般質問でもしましたけれども、本市の財政規模からしますと、6億円か7億円ぐらいの基金を常時、用意できたらなというふうに思っております。

今回の補正の中で、9,000万円ほどを基金のほうに回していただいて、そうすると、22年度末で3億円弱になるということも聞いております。

ですので、今回の補正でこれだけを基金に回そうというふうに決断していただいたと、決断、すなわち行政当局の努力というふうに評価します。

決断、すなわちどういふふうにお金を使うかということですね。基金に残すという努力が、私はあったというふうにして、この努力という点で大変評価をして、賛成をするわけがあります。

以上、3点申し上げましたが、賛成の討論といたします。

以上です。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第43号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第44号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

す。

議案第 44 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

日程3、議員提出議案第3号を議題といたします。

議員提出議案第3号について提出者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にて説明願います。

No.51 ○10番(平野敬祐議員)

議長のご指名をいただきましたので、議員提出議案第3号 豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、本市の財政が厳しい折、我々議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に係る公費の支出をみずから減額するために、見直しを図る必要があるからであります。

それでは、改正の内容をご説明しますので、1枚おめくりください。

第2条は、自動車を使用する場合の公費を、候補者1人につき5万 8,050 円に改めるものであります。

第4条は、自動車の公費の支払いの規定で、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に対し、支払うべき金額の1日当たりの上限額を5万 8,050 円に改め、運送事業者以外の借り入れについては、1日当たりの上限額を1万 3,770 円に、燃料の1日当たりの代金を3,675 円に、運転手の雇用に対して1日当たり1万 1,250 円に改めるものであります。

第5条は、ポスターの公費の支払いの規定で、ポスターの作成単価に加算される金額を15万 938 円に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、適用については、この条例の施行の日以降に、その期日を告示される選挙について適用するものであります。

以上、議員全員の賛同をお願いし、提案説明といたします。

No.52 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.53 ○22番(前山美恵子議員)

では、質問をさせていただきます。

説明をいただきました内容ですと、まず今、条例に記載をされております単価、それから限度額を大体 10%削減をし、それから基礎加算額は2分の1にするという内容であるということをおもいました。

それで、現状について当局のほうに、まずお尋ねをさせていただきます。

これは提案されている条例案では、3年前に私たちは選挙を行いましたけれども、当然今回の提案の中での上限額、限度額を超える、はみ出す人が、この基準で考えれば、3年前と比較をしたら、はみ出す候補者ですか、何人に当たるのか。

これは、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから、当局に続けてお尋ねをしますが、この条例については、平成6年に条例化をされました。公職選挙法が改正をされて、それから決められたと思いますが、ここに示されている、条例案に示されている上限額、これについては何を根拠にされたのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう一つ、4年前のちょうど12月議会に、他会派の議員の質問で、ポスター代などの上限額の引き下げを求める質問がありましたけれども、このとき総務部長の答弁としては、引き下げは必要ない、考えていないという答弁でありました。

その次の4カ月後に、選挙が行われましたけれども、そのときに問題というか、何か支障が生じたことがあるのでしょうか、その点について。

それからその後、現在に至るまで、変更しなければならぬような問題が生じたのでしょうか。

これだけについてお答えをいただきたいと思います。

それから、提出者に質問をさせていただきます。

まあ公営選挙について、かつては選挙は公営ではありませんでした。平成5年に選挙公営が公職選挙法の改正によって、地方議員にも適用されてくることになりましたが、これが実施されてきた経過、それからまた、公営であるということについて、どのように認識をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして2点目として、この金額にした根拠について、なぜ現在の上限額ではいけなかったのか、この点について。

それからもう一つは、今回の提出に関して、議案化される、提案される前に、他会派でも案が出されたと思いますけれども、一本化された経緯について説明をいただければと思います。

以上でございます。

No.54 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.55 ○市民生活部長(平野 隆君)

4点ほど質問を受けましたので、順次ご答弁を申し上げます。

1点目の3年前と比較して、例えば今回の条例、限度額から、言われているのは4年前の候補者の方で、この上限額を上回っている方が何人ということでしょうけれども、ちょっと今、資料をそこまで持っておりませんので、すぐ調べますので、1点目については、ご回答を後で申し上げます。

それから、2点目の平成6年の条例化に伴った、当時の根拠というのを、私どものほうにご質問ですけれども、これは公選法の施行令のほうで、国会議員の選挙に関する公営というものを、その数値、限度額を準用しておりますので、今までに施行令が順次改正された折に、私どもの条例も改正したということで、その金額の根拠というのは、ちょっと定かではございません。

そして3点目、前回の19年の選挙以降、まあ総務部長の答弁ということを申されましたけれども、その後の選挙についての支障ということとはございませんでしたと思います。

そして4点目、さらに、その変更をしなければならない理由ということも、特に私どもは感じてございません。

終わります。

No.56 ○議長(矢野清實議員)

平野敬祐議員。

No.57 ○10番(平野敬祐議員)

お尋ねが3点ございました。

選挙公営についての認識ということでございます。

これはもちろん皆さんご存じのとおり、選挙運動の機会均等と申しますか、資金力のない候補者にも選挙運動がしやすいようにということ。また、金のかからない選挙を目指す、そのようなことであると思っております。

2番目、金額の根拠であります。

なぜ、このような削減をしたのかということではありますが、説明でもしたとおりであります。が、財政厳しき折、議員みずから公費の削減をということでもあります。

他市町にはないということで、実際には、ほとんどの議員が上限近く使っておりますレン

タクシーでありますとか、それから運転手さんの雇用、ここにも切り込みました。あえて切り込みました。

これはやはり議員が、市長候補もそうですけれども、税金の無駄遣いをしないということで、このことによってほとんど全員の皆さんが、次回の公営費については減額をされることに、結果としてなることと思っております。

ポスター代等、燃料費について5割減ということ。これもかなり思い切った数字で調整をさせていただきましたが、これについても、ポスターにつきましては、特に金額の差が最近はなはだしいと。かなり安価につくられる方もみえますし、かなりお金をかける方もいらっしゃいます。

これに関して、もともと公費負担というのは、上限制度でありますので、使った金額が上限を超えれば上限で切ると。それ以下でおさめた方については、それ以下でおさめているわけでありまして、あえてこういった条例でしほりをつけることというのは、本当はこれも非常に議論の中にもありました。

議員みずからが、それぞれが安価にしていけば、わざわざ条例をさわる必要もないと、そういったご意見も実はございました。

しかし最終的には、国の示す金額から10%、そして2分の1、50%という一律の数字で最終案を決定させていただいたということでもあります。

最後に、一本化ということでございますが、この公営の条例変更案につきましては、協力する他会派の方とも、以前から調整はしておりました。

最終的には会派会議というものがございますが、こちらでいろいろな意見を持つ、違うご意見を持っている方もいらっしゃったようですが、私どものこの案にのってきていただいたということで、会派会議では一本化したと、そのような経緯でございます。

以上で終わります。

No.58 ○議長(矢野清實議員)

平野市民生活部長。

No.59 ○市民生活部長(平野 隆君)

先ほどの漏れたところの答弁をいたします。

まず、自動車の公営に関してとしまして、まずはハイヤー方式を採用した候補者はおりませんので、比較できません。

それと、レンタカーでは申請された方が24名中、16名がオーバーをしているということになります。

さらに、運転手では申請者25名中20名。

そして、燃料では申請者19名中2名。

そして、ポスターでは申請者 27 名中 14 名ということになります。
終わります。

No.60 ○議長(矢野清實議員)

前山美恵子議員。

No.61 ○22番(前山美恵子議員)

提出者のほうに再度、ちょっとお尋ねをいたします。

当局の今の説明で、かなりのオーバーが出るということと、それから、この上限額でその後何も問題も生じなかったということなんですけれども、再度お尋ねをするんですが、条例改正を本当になぜしなければいけなかったのか、この点についてお聞かせください。

No.62 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野敬祐議員。

No.63 ○10番(平野敬祐議員)

あえて条例改正ということのいきさつでございますが、当然豊明市における財政状況もでございます。

そして、もう一点あえて申し上げますと、前回の統一地方選以降、近隣の市町でも、ポスター代については昨日も新聞に載っておりました、日進市さんもやったようでありますけれども、他市町、複数の市が改正しているという状況、これもございます。

以上でお答えとさせていただきます。

No.64 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

これにて、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時30分再開

No.65 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。本案は議員提出議案でありますので委員会付託を省略し、直ちに討

論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.66 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.67 ○22番(前山美恵子議員)

議員提案の条例改正について、反対の討論をさせていただきます。

質疑でもさせていただきましたが、改正の理由に財政状況が厳しいということが上げられました。その点では我が党も同感であります。我々議員も節約をしなければならない点については、取り組んでいかなければならないと思っています。

ただ今回、会派間で決められましたが、経費節減のために諸経費の上限額を1割カットだ、2分の1カットだという論理には、余りにも乱暴ではないかと言わざるを得ません。十分な議論をする場が必要であったと思います。

そこで、そもそも選挙公営がなぜ行われたかということについてであります。答弁でありましたように、憲法で保障しています、すべての市民がどんな立場にあろうとも、議員に立候補できるように保障している点、いわゆる市民の権利保障であるという点、これが基本だと思えます。

あたかも、議員だけの特権かのように思われがちですが、これは市民全体の権利保障であり、これから立候補を予定してくる市民にも、大いに関係してくる問題であるということ強調したいと思えます。

さて、この選挙公営に関する条例では、上限が決められているのであって、全部使えと言っているのではなく、候補者が使用した分だけ請求するシステムですので、候補者自身が考えることでいいのではないかと思いますし、4年前の選挙で何の問題も起きなかったことは、そのことを証明していると思えます。

私もポスター代金については、限度額ぎりぎりまで請求をさせていただきました。本来、選挙は広く有権者に訴え、有権者に自由に判断していただくことが重要であります。公選法上、規制が厳しくなっている中で、例えばポスターの写真で何を表現するのかといいますが、自分の人間性というか内面が有権者に伝わるように、また、政策や政党のスローガンなどが有権者に共感を得られるようなデザインにするには、やはり専門家に依頼することも必要だと考えます。

今回の改正がされますと、上限額からはみ出す議員も多数いるようではありますが、今度は限度額を超えたら、自費でもということになります。突き詰めれば、お金のある人が有

利になり、結局昔のような選挙に近づいていくことにもつながってくるのではないのでしょうか。

現在は選挙にかかる費用の一部を公費で保障する制度になっておりますが、当然これだけでは選挙は戦えないわけですし、ビラをつくるにも、はがきを印刷するにも、看板をつくるにも、大きな経費が必要となり、まだまだお金のない人は立候補しにくい制度であります。

だからこそ、見直しをするなら、まず本当にだれもが立候補できるような選挙公営に見直すべきだと考えます。

以上で討論を終わります。

No.68 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.69 ○15番(山盛左千江議員)

では、選挙公営の条例改正に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

選挙公営の条例改正の動きは、4年前にさかのぼります。これまでの経緯を思うと、会派の枠を超えて提出できたことに、大変喜びを感じております。

先ほどの質疑の中で、この条例の一本化についての質問がありましたので、討論の中で少し触れさせていただきたいと思います。

平成18年の12月議会に、一般質問で当局に対して上限額の引き下げを求める質問をいたしました。続いて、選挙公営費負担の上限引き下げ案を提出したところであります。

残念ながら、賛成少数で否決となりましたが、今、議場にはおられない福島議員、鳥居議員、そして石川議員、さらには市政クラブに移籍をされましたが月岡議員、そして今、会派を組んでいる榊原議員の5人、少数会派が協力し、2案について協議をした上で、どちらかといえば甘目の案で提出をさせていただきましたが、こうした少数会派が共闘して出したことには、大変そのときは画期的なものであると感じておりました。

今回の会派会議で、全会一致の上、提案できたわけですから、さらなる前進と言えます。この先も、議会のことは全議員で協議して決めていく、こうしたスタイルが定着していくことを望むばかりであります。

さて、何としても次期改選までに見直しを実現したいとの一念から、今議会、市政改革の会として会派会議に改正案を提出いたしました。提案の内容は、4年前と同じ、甘目の案といたしました。

なぜならば、前回否決された額以上の大幅削減案を提案しても、到底受け入れられないと考えたからであります。

また、議員に直接影響する条例でありますから、会派間の協議時間を十分とるために、

議会の初日に提出をいたしました。

しかし、何の音さたもなく、会派間のすり合わせもないまま、今週の月曜日に市政クラブから案が提出されたと聞きました。

私たちは3月議会に、まちづくり条例が議会最終日に最大会派より提出され、策定中の協働推進委員会のトンビに油揚げ状態という批判の声もありましたし、それがちらりと頭をよぎりました。私たちが初日に提示しているのにと、思いが踏みにじられたようなむなしさも込み上げてまいりました。

それならばと、私たちが4年前から温めてきた案に差しかえ、同じ月曜日に再提出をさせていただきます。

その案は、ポスター上限額が20万円、市政クラブの今の案よりも2万円低い額。燃料代については1日3,000円。市政クラブより675円低い額で、私たちの縮減可能額は603万円。市政クラブは額の設定の考え方に若干違いはあるものの、同じ条件で比較すると縮減額は588万円で、極めて近いものであります。

先ほどの市政クラブの提案説明には、財政が厳しいので、支出を押さえるために、この案をつくったというふうに説明がありました。

私たちの縮減額を決めるその考え方は、ポスター代の減額については、過去に水増しの請求の疑いがあったことから、市内印刷業者に見積もりをとり、実勢価格を上限額とし、不正ができなくなることに主眼を置きました。

燃料代についても、以前過剰請求の疑いがあり、また、国政をもとに定められた上限額であることから、使用不可能な上限が設定されているので、実情に合わせた額と考えました。

私たちは選挙公営の意義は十分尊重しております。これから立候補しようと思う方の権利は、十分保障しつつも、不正や無駄遣いができない額にまで上限を押さえる、こうした基本的な考え方を持って提案をさせていただきます。

2つの案を比較したところで、金額でも申し上げましたが、大きな差はございません。考え方に違いはあっても、結果が同じであれば、議会に2つの案を提出することには、大きな意味はないと判断いたしました。

私たちの4年前からの目的は達成されたと考え、市政クラブの案に賛成することにしたわけです。

4年前に、わずか9万円の引き下げにさえ反対された議員や、その後の平成19年の選挙でも、高額請求をされた議員を多数抱える市政クラブで、ここまで調整にまとめ上げられたことは、会長を始め役員の方々のご努力と評価しております。

最後に、この条例は公費負担の請求できる上限額を定めるものであります。税金の無駄遣いを監視する議員となろうとする選挙で、その候補者が市民の税金を使わせていただく初めての機会なわけですから、節約に努め、範を示されることを切に願い、賛成討論を終わります。

No.70 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

月岡修一議員。

No.71 ○17番(月岡修一議員)

それでは、議員提出議案第3号に対しまして、市政クラブを代表しまして賛成討論を申し上げます。

かねてから、この問題に関しまして関心が深く、いずれの日か条例改正に挑まなければいけないと、そのような保守系議員が多数おみえになったことは事実であります。

今年の3月議会に、何とかしてこの定例会中に、特に6月議会を目指して真摯に議論を重ねてまいりました。

その中で、やはりこの社会情勢、経済情勢の中で、どのような判断をしたら、一般市民の方に受け入れていただけるのか。

また、議会議員として、また新しく挑戦をされる市民の方にとって、自助努力をもとにいかにしたら選挙に立候補して、活躍の場が与えられるのか、さまざまな角度からさまざまな意見をいただき、真摯に討議をしてみたいのは事実でございます。

その結果、まず基本的に数値をあらわすのも結構ですが、市民の皆様方にわかりやすい数値にしようということから、基本的にまず10%カットという案を成立させました。

その中でも、特にポスター代の30万円を超える金額というのは、なかなか市民の皆さんの感覚からすれば、もう少し何とかならないかという、多分そういったご意見が多かるということから、この30万円を超える金額を思い切ってカットして50%減にしよう。

これをさまざまところでご意見をいただき調査をしますと、必死に自助努力をすることによって15万円そこそこで、また、それ以下で何とか選挙に挑めるだけのポスター費用としてやっていけるのではないかなという結論に達しました。

そういうことでありますので、本当に市民感覚を大切にしながらの思い切った削減を打ち出したのは、事実であります。

先ほど、いろんなご意見がありましたけれども、あくまでもこれをまとめたのは、市政クラブ、我々の会派であります。

その会派の議案に対して同調していただいたという経緯もございますが、我々は真剣に時間を重ねてまいった結論でありますので、同調していただいたその会派の人から、さまざまなことをおっしゃられることは、はなはだ理解に苦しむと申しますか、余りうれしくない、そのような気持ちであります。

どうぞ、我々は常に一つひとつの議案に対して真剣に議論を重ねて、前進すべく努力をしてみたいです。

そういったことで、この議案が、この定例会で、きょう成立を見ることをお願い申し上げます。

して、賛成討論とさせていただきます。

No.72 ○議長(矢野清實議員)

ほかにごいませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.73 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で日程3を終わります。

日程4、意見書案第3号を議題といたします。

意見書案第3号について提出者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にて説明願います。

No.74 ○10番(平野敬祐議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第3号について提案理由の説明を行います。

朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

意見書案第3号を朗読いたします。

子ども手当の全面的な見直しを求める意見書。

民主党は昨年の衆議院選挙の政権公約(マニフェスト)で、子ども手当の創設をかけた、今年度より半額の1万3,000円の支給とともに税の扶養控除等の廃止を実施した。

当初は、全額国庫負担と明言していたにもかかわらず今年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方負担を求める結果となり、さらには、今年度の国の予算は税收より国債発行額が上回り、借金のツケを将来に送っただけの状況である。

また、この「子ども手当制度」には、所得制限がなく高額所得者への支給、国籍や両親が海外に居住している場合の不支給、出生月による格差などの問題があるとともに保育料や給食費滞納者への充当という課題も残されたままである。

よって、本市議会は国に対し、恒久的な制度確立のため早急に現行の「子ども手当制度」の全面的な見直しをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣
厚生労働大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策) 殿

愛知県豊明市議会議員 矢野清實

以上であります。

この意見書案につきまして、議員全員の賛同をお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

No.75 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

意見書案第3号について討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.76 ○22番(前山美恵子議員)

意見書案に賛同できませんので、討論をいたします。

子ども手当に関しては、我が党が改善が必要だと考えていますのは、子ども手当支給とともに、保育所や学童保育所など、子育て支援策を講ずることが、まず必要であるということをお知らせいたします。

財源については、民主党政権は扶養控除等の廃止など、子育て世代に増税をもたらしたことで、その借金のツケを将来に送っただけであります。我が党は財源については、大企業や資産家などが有利になる不公平税制を正すことや、軍事費の見直しを図ることであると申し上げ、見直すならこの点が必要であり、この意見書の趣旨とは外れると考え、賛同は控えたいと思います。

No.77 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.78 ○14番(榊原杏子議員)

子ども手当に関しましては、この6月に入ってから、政府から満額支給の断念と上乗せ

分が、いわゆる現物給付、保育施設の充実などに充てられることが発表されました。

我が国におきましては、子どもに関係する社会的支出の割合が、現金給付、現物給付と他の先進国に比べてかなり低く、今以上の充実が望まれています。

次世代の育成とは、子どもや子育て世代への単なる施しではなく、ほかならぬ自分たちの社会の未来のためでもあります。

今、この社会的コストを負担しなければ、持続的な経済発展を支える労働力の確保ができず、結果的には国民経済の成長の制約という形で、将来より大きな社会的なコストを負担することになる。これは2年前の少子化社会白書の中の一文であります。

以前の政権のときから、次世代育成支援の社会的コストは、未来への投資であると定義をされており、この投資ができない社会は目先のことしか考えられない危険な状態ということが言えるでしょう。

意見書案は、子ども手当の全面的な見直しを求めるということですが、具体的に何をどう見直すべきか、明確にされておりません。

子ども手当の当初の制度設計に問題があったことは否定をしますが、現在、このように国でも見直しの途上にありますので、特に方向性を示さずに見直せということなら、意見書の提出に余り意義を見出せませんし、今議会に提出をされました子ども手当の廃止を求める陳情を受けて提出された意見書という流れでありますので、制度そのものを縮小する方向での見直しを意味するものなら、子育て世代の負担増を意味しており、賛同することができません。よって、意見書の提出には反対をいたします。

No.79 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.80 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、議会閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

豊明市議会会議規則第104条の規定により、各常任委員長より議会閉会中の継続調査申請書が提出されました。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長からの申し出による議会閉会中における各常任委員会の継続調査事項について、平成23年4月まで、議会閉会中もこれを調査研究することを許可いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました調査事項について、平成 23 年 4 月まで、議会閉会中もこれを調査研究することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.82 ○市長(相羽英勝君)

平成 22 年第 2 回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案をさせていただきました全案件を、可決・承認を賜りまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、今回の一般質問、あるいは議案審議を通じまして、ご指摘やご提言をいただきました事柄につきましては、今後とも我々は既成概念にとらわれることなく、また、財政状況も把握しながら、議員のご理解もいただき、適時適切に対処をしてみたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、昨日は参議院選挙の公示がありました。昨年の政権交代から 9 カ月を数えておりますが、参議院議員選挙では民主党は政権担当能力を問われ、また、自由民主党は政権奪取の足がかりをつかめるかどうかと、こういうような選挙になるのじやなかろうかということが叫ばれております。

7 月 11 日の投票日の結果いかんによっては、今後の政局に大きな影響を及ぼすものと、国民の関心は高まるばかりだというふうに思っております。

また、これからは夏本番を迎えます。来月半ばよりは、市内の全域におきまして、それぞれの地域が、それぞれの趣向を凝らした夏まつりを開催したり、あるいは、盆踊り大会を開催してまいります。

若干世の中、少し明るい兆しがあるということが言われるものの、なかなか好転になってきておりません。

したがって、こういうときは、地域の皆さんには、この夏まつりを通じまして結束して懇親を深めていただく。また、安全で安心のまちづくりのために、この夏まつりが接着剤になっていただくようなことを、心から願っているところであります。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては、今後猛暑が到来してまいります。健康に十分ご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますよう祈念を申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.83 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成 22 年豊明市議会第2回定例会を閉会といたします。

午前11時56分閉会